

血圧計導入促進助成金交付要綱

令和7年4月1日

一般社団法人埼玉県トラック協会

(事業趣旨)

第1条 一般社団法人埼玉県トラック協会(以下「協会」という。)は、過労死や健康起因事故の原因である脳・心臓疾患について、その要因となる高血圧の予防に血圧測定が重要であることから、血圧計導入の普及を図るため、乗務前点呼における血圧測定に活用できる血圧計(以下「機器」という。)の導入する中小企業の協会員(以下「会員」という。)に対して助成金を交付する。

(助成対象機器)

第2条 助成対象とする機器は、公益社団法人全日本トラック協会(以下「全ト協」という。)が定める基準を満たす機器(別添1)においては、または、医療機器認証番号を取得した上腕式自動血圧計とする。(手首式は対象外)ただし、医療機器認証番号を取得した上腕式自動血圧計の助成においては、一般貨物運送事業に係る標準的な運賃(令和2年国土交通省告示第575号又は令和6年国土交通省告示第209号)を運輸支局に届出している事業者が対象となる。

(助成額)

第3条 助成金の交付額は、事業者が助成対象期間に新たに機器を導入した場合、別に定める額を交付する。ただし、国から補助金が交付された機器に対しては、協会の助成金を交付しない。また、取得価格は、血圧計本体価格であり、プリンタ用紙などのオプション品や、連携ソフトの価格は含まない。

さらに、機器の取得価額が自動点呼機器等の導入費用に含まれていて不明な場合は、本助成事業のために申請事業者より当該機器の販売会社へ、機器取得価格の分かる書類の発行を依頼するよう求めること。

(実績報告及び助成金の請求)

第4条 会員は、事業者の血圧計導入事業が完了したときは、令和8年2月28日までに、交付申請書(様式1)を協会に提出し助成金の請求を行うものとする。

(助成金交付)

第5条 協会は、前条の申請書の提出があったときは、速やかにその報告内容を審査し、条件に適合すると認めるときは、全ト協に対して上申する。

2 協会は、全ト協から交付された助成金を事業者に交付する。

(助成金の返還)

第6条 協会は、次の各号のいずれかに該当するときは、事業者に対し既に交付した助成金の全部もしくは一部の返還を命じることができる。

(1) この要綱その他協会が定める事項に違反したとき

(2) 虚偽その他不正な手段により助成金の交付を受けたとき

2 前項の規定により返還を命じられた事業者については、協会が行う助成事業すべてに係る申請は、原則として、当分の間、これを受付又は交付決定を行わないものとする。

(機器の処分制限)

第7条 事業者は、交付対象となった機器導入の日から起算して6年(全ト協認定機器以外は1年)を経過するまでは、譲渡、廃棄、貸付又は担保(以下「処分」という。)に供してはならない。但し、あらかじめ地方ト協の承認を得た場合はこの限りではない。

2 会員は、前項による処分をおこなったときは、協会へ報告しなければならない。

(その他必要な事項)

第8条 この要綱に定めるもののほか、助成金の交付に関するその他の必要事項は、協会が別にこれを定める。

(書類の追加提出)

第9条 協会は、会員より提出された書類に疑義があった(疑わしいと判断した)場合には、会員に必要な書類の提出を求めることができる。

(附則)

第1条 本要綱は2019年4月1日より適用する。

本要綱は、令和5年4月1日より改定する。

本要綱は、令和6年4月1日より改定する。

本要綱は、令和7年4月1日より改定する。